

令和8年 月 日

京丹後市長 様

申請者 氏名 印
(法定代理人 氏名 印)

看護師等修学資金貸与申請書

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例に基づく修学資金の貸与を受けた
いので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申 請 者			
ふ り が な 氏 名	印	生年月日	S・H 年 月 日
住 所	郵便番号(—) 電話番号 () 携帯電話 ()		
そ の 他 の 連 絡 先	郵便番号(—) 電話番号 ()		
貸 与 月 額	1 0 0 , 0 0 0 円		
貸 与 期 間	令和8年4月 から 令和9年3月		
在学している 学校名等	学校名・学部等 所 在 地 (入学年月日 年 月 日)(卒業(修了)予定年月日 年 月 日)		
連帯保証人			
氏 名	印	申請者との続柄	
職業・勤務先			
住 所	郵便番号(—) 電話番号 () 携帯電話 ()		
連帯保証人			
氏 名	印	申請者との続柄	
職業・勤務先			
住 所	郵便番号(—) 電話番号 () 携帯電話 ()		

(注1) 申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人とし、申請者の下
欄に法定代理人も署名し押印すること。
(注2) 連帯保証人のうち1人は、経済的に独立した別世帯の者とする。

(裏面)

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)は、京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則第7条第1項各号の返還事由が生じた場合に、正当な理由なく修学資金の返還を行わなかったときは、当該修学資金の返還を行うべき日の翌日から修学資金の返還の日までの期間の日数に応じ、修学資金の返還を行うべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の市に対する一切の債務について修学生と連帯して保証するものとする。

2 市長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、速やかに市長に新しい連帯保証人となる者を届出なければならない。

4 前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(変更届の提出)

第3条 修学生及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに市長に変更した内容を届出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関に照会すること。

(2) 市町村、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、貸与内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第5条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、市に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学資金等以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が年賦償還の支払を怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。)

(4) 修学生が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、市長に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第6条 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京丹後簡易裁判所とする。

上記特約事項並びに京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例及び京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

また、条例、規則及びこの特約事項に定めのない事項については、市長の指示するところによるものとするについても併せて同意します。

令和8年 月 日 申請者 氏名 印

令和8年 月 日 法定代理人 氏名 印

令和8年 月 日 連帯保証人 氏名 印

令和8年 月 日 連帯保証人 氏名 印